

## 第7期 第8回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月9日(火) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (19人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第27号 農地法第3条の許可申請について	(7件)
議案第28号 農地法第4条第1項の許可申請について	(1件)
議案第29号 農地法第5条第1項の許可申請について	(4件)
議案第30号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(4件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名、〇〇委員さん、1名より欠席のご連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

### ○会長

皆さん、おはようございます。早や3月ということで、春の芽吹きを感じる時期になって参りました。この3月で今年度も終わりますが、皆さんもそれぞれの地域で人・農地プランの見直しなんかにご協力いただいたかと思えます。地域である程度、人・農地プランの作成が完了しますと、今度は実質化が求められます。おそらく来年度はどれだけ実質化が出来たかという事が求められてくる年になってくるかと思えます。そういうことで農水省の方でも色々な検討がされております。そういうことで、来年度はこれからの皆さんの活動が非常に重要になってくるんじゃないかなと思っております。特に東温市は中山間から平野まで抱えとりますのでよろしく願い出来たらと思えます。

では、本日の案件は16件と多少多いですが、皆さんと協力して進めて行きたいと思えます。

それでは、只今から第8回農業委員会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、17番 〇〇委員さん、1番 〇〇委員さん、よろしくお願ひします。早速ですが議案審議に入ったらと思えます。議案第25号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。1番、2番は譲受人が同一人物となっておりますので、一括で審議をしたいと思えます。事務局から説明願ひします。

### ○事務局

議案第27号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、2, 286㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、賃借権の設定20年です。作付作物はレモンです。主な農機具の保有状況は、軽トラック、土壌液肥注入機、動力噴霧器、草刈機を購入予定です。労働力は、本人、常時1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということです。続きまして2番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、599㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、畑、1, 902㎡、合計2筆で、合計面積は2, 501㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。以下1番と同じであるため省略いたします。なお、借受人の〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農ということで、2月22日9時に〇〇委員さんにもご同席いただきまして、面接を実施しております。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効

率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果といたしまして、以前より、新規農業に係る計画を構想しており、文献、動画を中心に必要な技術、知識は習得済みであります。今後についても、各種講座、セミナー等への参加や先進農家への訪問を通じて、新たな知識を学んでいく予定であります。農機具については、草刈機、土壌液肥注入機、軽トラック、動力噴霧器を購入予定とのことです。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受の禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、常時、本人1人で兼業農家として行います。第5号、下限面積制限ですが、畑：4,787㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当ありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、地元農家の指導助言に従い耕作を行っていきます。また、農道、水路等の維持管理作業を行い、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加するとのことです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。まず1番の場所は以前にキウイフルーツを作っていた所でございますが、〇〇さんの父親が亡くなってからは手が届いてない状態です。2番の〇〇さんの農地、〇〇-〇の場所でございますが、以前はケールを栽培しておりましたが、父親が亡くなられてから、手が届いていない状態です。場所につきましては、6ページでございます。〇〇池がございますが、その隣に設計事務所、〇〇がございまして、その隣の土地になります。事務局から説明があったように、譲受人の方が農業に興味があり、農業を行いたいということです。この4反ですが、一挙にレモン畑にするのではなくて、4区画に分けて1年ごとに耕作していくということでございます。計画的にも納得できるものでございますので、問題無いかと思っております。皆さんご審議の方よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番、4番も借受人が同一ですので、一括で審議したいと思います。事務局より説明願います。

#### ○事務局

3番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 伊予郡松前町大字〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、2, 263㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、畑、224㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、田、1, 402㎡、合計3筆で、合計面積は3, 889㎡です。権利内容は、使用貸借権の設定10年です。作付作物は、キウイ、みかん、パセリ、きゅうり、ブロッコリーです。主な農機具の保有状況は、軽トラ、トラクターを所有しており、動噴器、刈払機を購入予定です。労働力は常時1人、臨時1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということです。続いて4番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 伊予郡松前町大字〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、1, 858㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、畑、229㎡、合計2筆で、合計面積は2, 087㎡です。権利内容は使用貸借権の設定10年です。以下は3番と同じであるため省略いたします。なお、借受人の〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農ということで、2月24日10時から〇〇委員さんにもご同席いただきまして、面接を実施しております。別紙1の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号ですが、確認結果といたしまして、元々、知人の手伝いを通じて、農作業の経験があります。また、JAの研修センターで2年間、研修を行っており、今後も継続して指導を受ける予定であります。農機具については、現在、軽トラ、トラクターを所有しており、今後、動噴器、刈払機等を購入予定とのことです。第2号ですが、該当ありません。第3号ですが、該当ありません。第4号ですが、専業農家として常時本人1人と、臨時で妹さんが行います。第5号、下限面積制限ですが、田：5, 523㎡、畑：453㎡、合計5, 976㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号ですが、該当ありません。第7号ですが、地元農家の指導助言に従い耕作を行っていきます。また、農道、水路等の維持管理作業を行い、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加することです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図7ページをご覧ください。これらの農地は15年ぐらい前に基盤整備が行われましたが、10年ぐらい前から不作付地の状態になって、現在に至っております。〇〇さんは先程説明にありましたように、平成31年から伊予市にあるJA中央の研修センターで農業技術の習得を行いまして、今後もJAの指導を受けながら

農業経営を進めて行きたいとのことであります。資料のとおり、作付作物はキウイと柑橘類を主として、それが成立するまではパセリやキュウリ、ブロッコリーを栽培してJAで販売する計画だそうです。可能であればレタス、トマト等も栽培してみたいとのことです。現住所は松前町ですが、新規就農にあたりまして、北方に転居する予定と伺っております。よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからご説明いただいたんですが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番について事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 大阪府茨木市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、1,001㎡、同所同字 〇〇番地〇、田、978㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、481㎡、合計3筆、合計面積は2,460㎡です。権利内容は所有権移転の贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、田植機、耕うん機、コンバイン、噴霧器、軽トラックを所有しております。労働力は、本人、夫の常時2人です。耕作面積は7,259㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

この〇〇さん（譲渡人）と〇〇さん（譲受人）は姉弟です。お父さんが亡くなった時に〇〇（譲渡人）さんに名義変更したんですけど、既に大阪で家を建てており、向こうにずっと住む予定なので、こちらの田をお姉さんに譲りたいとのことでした。今までも、ずっと〇〇さん（譲受人）のご主人が田を作っております。そういうことで、問題は無いかと思っておりますので、審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたらと思います。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番について事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、畑、293㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、畑、142㎡、合計2筆で、合計面積は435㎡です。権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は季節野菜です。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機、草刈機を保有しております。労働力は、本人、夫、子の妻、子の子の常時4人です。耕作面積は23,475㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

9ページの地図を開けていただけたらと思います。斜線の所が対象の土地で、右下の広い所が〇〇さん（譲受人）の農地です。〇〇さん（譲渡人）も高齢になりまして、また、畑の出入り口も狭く移動が困難であることから、売買の話が出たようです。特に問題も無いと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番について事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、865㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、427㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、729㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、271㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、畑、574㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、田、317㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、畑、342㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、161㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、1,235㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、畑、756㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、961㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、304㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、田、596㎡、同所字〇〇 〇〇番地〇、畑、4,640㎡、合計14筆で、合計面積は12,178㎡です。権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は水稻、シキミです。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機を保有しております。労働力は、本人、母の常時2

人です。耕作面積は12,178㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

只今事務局から説明を受けたわけですが、この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

ご説明いたします。10ページをご覧ください。場所は〇〇小学校から東の谷の方へ入った〇〇という地区になります。〇〇さん（譲渡人）と〇〇さん（譲受人）は、親子の関係になります。先日、〇〇さん（譲受人）とお母さんが来られまして、お父さんの体調が悪いということ、高齢であることから、息子さんに農地を全て贈与したいというお話がありました。〇〇さん（譲渡人）はシキビ、野菜等を熱心に作っておられました。以上、ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今〇〇委員さんからご説明いただいたんですが、皆さんから何かご意見ございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第28号、農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第28号、農地法第4条第1項の許可申請についてということで、8番 転用者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、383㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外です。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要、転用許可は必要です。この案件につきましては、令和2年8月5日第1回委員会で除外意見を決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、先程の説明のとおり、第1回の委員会で除外意見の決定をしております。その後のことについて、地元、〇〇委員さんから報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

12ページをご覧ください。ここへ村上さんが農家住宅を建てて、これから兼業農家と

して、農業をやるということでした。問題は無いかと思えます。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺ひしたらと思ひますが、何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第29号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。9番について事務局より説明願ひします。

○事務局

議案第29号、農地法第5条第1項の許可申請についてということで、9番 譲渡人松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、畑、461㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、田、256㎡、合計2筆で、合計面積が717㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しないという理由から、第2種農地と判断されます。転用目的は店舗、飲食業と小売業を行います。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。転用許可は必要です。令和2年11月6日に開催されました第4回委員会で除外意見を決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件についても除外意見の決定をしておりますが、その後の事について地元、〇〇委員さんから何か報告があれば願ひします。

○委員 〇〇委員

13ページをご覧下さい。前に説明したことと重なりますが、この地区は〇〇地区、〇〇の滝のすぐ下にある集落でございます。蒟蒻なんかで有名〇〇屋なんかがありますが、その下、100mぐらいの所です。周りには〇〇家という民宿が出来ており、その反対側には〇〇という木工細工の店がございますが、その中間に当たります。この譲受人の〇〇さんは地元の方で、譲渡人の〇〇さんは既に耕作出来ない状態の高齢者であります。そういうことで話がまとまりまして、ここに飲食業を行う店舗を建設しようという事であります。除外意見も決定しておりますので、よろしく願ひします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんの方から何かご意見ございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番について事務局より説明願います。

○事務局

10番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、畑、511㎡です。都市計画区域はその他の区域です。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しないという理由から、第2種農地として判断されます。転用目的は農家住宅です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要、転用許可は必要です。令和2年11月30日第5回委員会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、先程の3条申請との関連もございしますが、地元、〇〇委員さんから説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。先程1番、2番での案件で説明したところでございます。地図は6ページです。〇〇さん（譲受人）は〇〇大学の助教授として勤務しておられまして、現在、松山市で戸建ての賃貸物件に住んでおりますが、今回、新規就農するにあたりまして、どうしても近くで住みたいという事でございます。地図の10番の所で農家住宅を建設し、農業にも取り組んで行きたいという事でございます。周りにも影響はないかと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がございましたが、皆さんの方からご意見ございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、11番について事務局より説明願います。

○事務局

11番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇 〇〇番地 〇〇さん、〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、243㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道で容易にこれらの便益を享受でき、且つ概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地として判断されます。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要、転用許可も必要です。令和2年6月9日第35回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件については、地元、〇〇委員さんですので確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さん（譲渡人）は〇〇さん（譲受人）の父親で、子供とか色々な関係があり、娘さん夫婦が家を建てて親の近くに住まわれるということです。対象地の丁度南側がお父さんの家になりますので、そこに家を建てようということです。皆さんよろしくお願ひします。

○議長（会長）

地元、〇〇委員さんから説明がございましたが、皆さんからご意見お伺ひしたらと思いますが、何かございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、12番について事務局より説明願ひます。

○事務局

12番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、317㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しないという理由から、第2種農地として判断されます。転用目的は農家住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は不要、転用許可は必要です。令和2年9月10日第2回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件についても、地元、〇〇委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さん（貸付人）と〇〇さん（借受人）は親子です。以前大阪におったんですけど、こっちに帰ってきて農家を継ぐという事で、農家住宅を建てたいという申請がありました。現地も確認しましたが、問題はありませんでした。以上、よろしくお願ひします。

○議長（会長）

それでは、皆さんからご意見お伺ひしたらと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第30号、農業振興地域整備計画の

変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第30号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、用途区分の変更です。農用地から農業用施設への変更です。農用地からは除外されません。また、分筆登記は不要でございます。13番 所有者、申出者、共に 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地の一部、田、252㎡の内92㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地で、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地と判断されます。転用目的は農業用施設用地、農業用倉庫を建てるということです。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

16ページを開いてください。申出者の〇〇さんは、娘さん家族と同居しております。〇〇さんが高齢であるために、農業後継者として農業を担うため、〇〇さんが住んでおられる住居の隣に娘さん家族が住宅を新設する計画という事です。住宅を新設する1252番1には〇〇さんの農業用倉庫がありますので、この倉庫を1252番1の一部に移設して、農業用倉庫として拡充する計画と伺っております。ご審議の程よろしく願います。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明を受けましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、14番について事務局より説明願います。

○事務局

農用地区域からの除外です。14番 所有者 宇和島市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。建設業を営んでおります。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、282㎡、同所同字〇〇番地〇、田、148㎡、合計2筆で、合計面積は430㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しないという理由から第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場と資材置場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

17ページの地図をご覧ください。場所は、〇〇橋を渡ってすぐの〇〇という地区になります。〇〇さん（所有者）と〇〇さん（申出者）は、家主と借手という関係です。申請地の県道側にある〇〇さん（所有者）の家を、〇〇さん（申出者）が借りて住んでおるとい状況です。〇〇さん（所有者）は宇和島に住んでおられますが、元々は〇〇の出身で、〇〇さんのお父さんの家がここにございました。お父さんが亡くなってから、しばらく空き家になっとなったんですが、数年前から〇〇さん（申出者）が家を借りて、現在も住んでおります。〇〇さん（申出者）は、お父さんが経営する建設業、型枠屋さんに従事しておりまして、将来お父さんの事業を継いでいきたいという話でございました。そこで、現在の事業所が手狭になったという事で、今の借家に隣接する〇〇さんの農地を譲ってもらえないかという話をしたそうです。そこで前向きな返事をいただけたということで、現在借りている宅地等も含めて、将来は自宅と一体に資材置場、駐車場棟として利用したいということでした。申出地については、集落内のは場整備を行っていない農地ということもありまして、特に問題は無いかと思いますが、型枠屋さんということもありますので、周辺の家に迷惑がかからないようにと伝えております。以上でございます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの報告がありましたが、皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、15番について事務局より説明願います。

○事務局

15番 所有者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇の一部、田、642㎡の内449㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管の内2種類以上が埋設されている農地の沿道で容易にこれらの便益を享受でき、且つ概ね500m以内に2以上の養育施設、医療施設、都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地として判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

す。

○委員 ○○委員

18ページの地図をご覧ください。○○重信店の、国道を挟んで西側にあたります。○○さん（申出者）は○○さん（所有者）の息子さんなんですけど、今までは同居されておりましたが、子どもさんも大きくなってくるといことで、この先農業を継いでいくため、近くに別棟を建てて、息子さん家族が住まわれるといことです。特に支障はないと思しますので、ご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの報告がありました、皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、16番について事務局より説明願います。

○事務局

16番 所有者 松山市○○ ○○番地○ ○○さん。申出者 松山市○○ ○○番地○ ○○さん。土地は、○○ ○○番地○、田、597㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は特定土地改良事業等施行地であるため、第1種農地として判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

ご説明いたします。19ページをご覧ください。場所は○○の一番上の集落、○○という地区でございます。申出の理由は農家住宅、後継者住宅といことです。○○地区においても、農業従事者の高齢化というのは深刻な問題になっております。そんな中、お父さんの実家の近くに家を建てて、今まで以上に農業に従事したいといことでございました。申出地については、ほ場整備を行っておりますが、事業実施から既に30年近く経っており、その間に色々なことが変わってきております。農地も後継者がいなければ立ちいかないものでありますので、以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、16件、これで全て終了しましたので、以上で第8回農業委員会を閉会いたします。